

差別をなくす 強調月間をご存じですか？

人権
特集

～差別のない社会実現への願いをこめて40年～

一人ひとりがかげがえのない存在として尊重され、差別のない住みよいまちづくりをめざして、イベントやポスター・標語等を通じて身近に人権にふれることができる期間だよ。



てんいち先生



ひかりちゃん

なぜ7月
なの？

「差別をなくす強調月間」が7月に設定されているのは、同和対策事業特別措置法(特措法)が、昭和44(1969)年7月10日に制定されたからなんだよ。

強調月間は、同和問題の解決をめざして、昭和47(1972)年7月に「差別をなくす週間」として始まり、さらに昭和49(1974)年に「差別をなくす月間」となってから、今年で40年目を迎えました。

しかし、残念ながら、今なお私たちのまわりでは、さまざまな差別や人権侵害が起きています。この機会に今一度、自分自身や社会の人権意識を点検して、差別のない社会づくりをめざしましょう！



平成24年度イベントのようす(提供:王寺町)

7月には、県内の各市町村でさまざまな人権啓発の行事が開催されています。皆さんもぜひ、お近くの会場へお出かけください！

平成25年度「人権啓発ポスター・標語」優秀作品展示
皆さんからの人権に対するあふれる想いをご覧ください！
7/1(月)～12(金)(県庁屋上ギャラリー)